2019年8月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

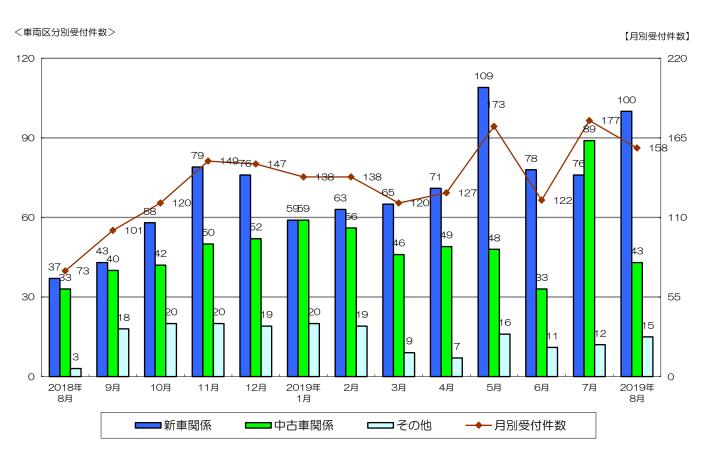
8月度の全体の相談受付件数は計158件で、前月度と比較すると19件減(新車関係24件増、中古車関係46件減)、対前年同月比では85件増(新車関係63件増、中古車関係10件増)となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約52%(82件)を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約73%(60件)を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談(39件)と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約63%(99件)を占めています。

【相談者の内訳・2019年8月】

	新車関係	中古車関係	その他	計		
相談者	100	43	15	158		
広告代理店	62	14	6	82	広告代理店からの問いるにおける広告主の内	
メーカー系ディーラー	26	9	4	39	メーカー) <u>o</u> /(
自動車関係団体	2	5	2	0	メーカー系ディーラー	
中古車専業店	2	10	1	13	中古車専業店	
中古車情報誌社	0	1	0	1	その他	
メーカー	4	3	1	8	CONG	
新聞社	0	0	0	0		
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1		
その他	4	0	1	5		

【相談受付件数の推移・2018年8月~2019年8月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する相談が全体の約39%、『抽象的な問合せ』に関する相談が約27%を占めており、両項目で表示に関する相談の約66%を占めています。

【相談受付状况】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	85	85.0%	その他相談	5	5.0%
景品関係	10	10.0%	合 計	100	100.0%

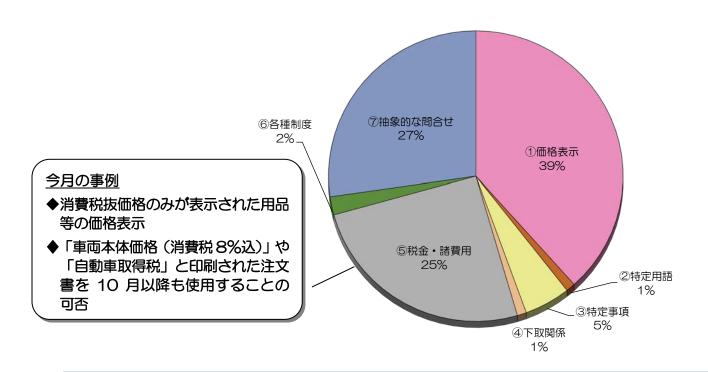
[表示関係の相談内訳]

	相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価	i格表示	33	38.8%	④下取関係	1	1.2%
	表示方法	18	21.2%	⑤税金・諸費用	21	24.7%
	付属品•特別仕様	2	2.4%	税金	21	24.7%
	値引き表示	6	7.1%	⑥各種制度	2	2.4%
	割賦・リース	7	8.2%	免•減税関係	1	1.2%
②特	定用語	1	1.2%	補助金関係	1	1.2%
	新発売等	1	1.2%	⑦抽象的な問合せ	23	27.1%
③特	定事項	4	4.7%	広告表現の可否	15	17.6%
	燃費	1	1.2%	企画の可否	5	5.9%
	安全•環境	2	2.4%	抽象的な問合せ	3	3.5%
	特別仕様・限定	1	1.2%	合 計	85	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	30.0%	期間延長	1	10.0%
一般懸賞(抽選等)	5	50.0%	抽象的な問合せ	1	10.0%
			合 計	10	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



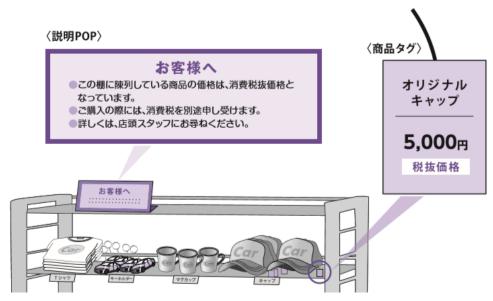
広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、<a>こちらをご覧下さい。

今月の事例[新車関係]

〔消費税抜価格のみが表示された用品等の価格表示〕

- Q. 車両については、10月以降も引き続き消費税込価格を表示しますが、キャップやTシャツなど、消費税抜価格のみが表示された用品等についても、消費税込価格を表示しなければならないのでしょうか?
- A. キャップや T シャツなどの用品等については、消費税込価格の表示義務はありませんが、同一店舗内に 消費税込価格と消費税抜価格の用品等が混在した場合、消費者が誤解する可能性もありますので、例えば、 消費税抜価格の用品等を陳列した棚には、「表示価格は消費税抜価格となっているため、購入の際には、消費税 を別途申し受ける」旨を明瞭に表示する等の対応を行って下さい。

【適切な表示例】



〔「車両本体価格(消費税8%込)」や「自動車取得税」と印刷された注文書を10月以降も使用することの可否〕

- Q. 現在使用している注文書には、「車両本体価格(消費税8%込)」や「自動車取得税」と印刷されていますが、10月1日以降、消費税が10%に引き上げられ、自動車関係諸税も見直された後は、当該注文書を使用することはできますか?
- A. 「車両本体価格(消費税 8%込)(10%)」、「自動車取得税 自動車税(環境性能割)」、「自動車税(種別割)」等、当該箇所を訂正する等、適切に表示すれば、注文書の在庫が残っている間は使用することはできます。併せて、商談の際にも、丁寧に分かりやすく説明をして下さい。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『抽象的な問い合わせ』に関する相談が全体の約44%、『価格表示』に関する相談が17%を占めており、両項目で表示に関する相談の約61%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	36	83.7%	その他相談	4	9.3%
景品関係	3	7.0%	合 計	43	100.0%

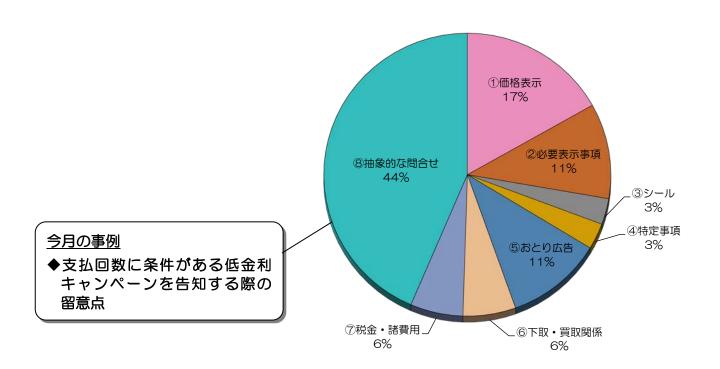
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	6	16.7%	④特定事項	1	2.8%
表示方法	2	5.6%	燃費	1	2.8%
値引き表示	2	5.6%	⑤おとり広告	4	11.1%
支払い総額	1	2.8%	⑥下取•買取関係	2	5.6%
その他(価格)	1	2.8%	⑦税金・諸費用	2	5.6%
②必要表示事項	4	11.1%	税金	2	5.6%
走行距離数	3	8.3%	⑧抽象的な問合せ	16	44.4%
整備実施状況	1	2.8%	広告表現の可否	11	30.6%
③シール	1	2.8%	抽象的な問合せ	5	13.9%
	-		合 計	36	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	66.7%	抽象的な問合せ	1	33.3%
	•		合 計	3	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、<u>こちら</u>をご覧下さい。

今月の事例 [中古車関係]

〔支払回数に条件がある低金利キャンペーンを告知する際の留意点〕

Q. 当社では、ローンでご成約の方を対象に、120回払いの場合限定で、通常金利 7.9%を 3.9%にする低金利 キャンペーンを実施したいと考えていますが、当該キャンペーンを告知する際、「当社指定のローンでご成約の 方を対象に、通常 7.9%を特別低金利 3.9%」と表示すれば、問題ないですか?

【問題となる表示例】

8月限定 低金利キャンペーン!

当社指定のローンでご成約の方を 対象に、通常7.9%を、

特別低金利 3.9%







※低金利キャンペーンの適用を受けるためには、当社指定の 120 回払いのローンご利用でご成約することが条件です。

A. 120 回払いのローンを利用しなければ、当該キャンペーンの対象にならないのであれば、「当社指定の」だけでなく、具体的に「120 回払いのローンご利用でご成約の方を対象に」等、低金利が適用される条件を明瞭に表示(※)して下さい。

※明瞭に表示するとは

強調表示した文字と著しく異ならない大きさやバランスで、視認性等に配慮して表示すること (例えば、強調表示の 1/3 以上かつ 12 ポイントの大きさで背景に配慮して表示する)

【正しい表示例】

8月限定 低金利キャンペーン!

当社指定の120回払いのローンご利用で ご成約の方を対象に、通常7.9%を、

特別低金利 3.9%







5